

教育委員会会議録

令和5年7月13日（木） 午後1時30分 開会
午後2時42分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、坂川智教育改革監
細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長
小野内茂喜あいちの学び推進課長、橋本具征高等学校教育課長
水谷政名義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長
山脇正成総合教育センター所長、松本明博総務課担当課長
川田敦行総務課担当課長、所任教職員課担当課長、黒川修一教職員課担当課長、
山田洋暢教職員課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（3）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、報告事項（4）中高一貫校における入学者選考の概要については、意思決定過程の情報であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和5年度教育委員会所管6月補正予算について

松本総務課担当課長が、令和5年度教育委員会所管6月補正予算について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 令和5年6月定例県議会の概要について

川田総務課担当課長が、令和5年6月定例県議会の概要について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（4） 中高一貫校における入学者選考の概要について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の

規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第9号 夏季休業中に部活動を行わない期間を設けることを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

会議や行事を行わない期間において、実際に部活動が行われている例はあるのか。実態はどうか。

(祖父江保健体育課長)

会議や行事を行わない期間については、今年度は8月9日から8月15日の7日間を設定している。

「会議、行事等を行わない期間」は、長期休業中における家族休暇等の使用促進を図るために設けられたものであるが、実態として、8月中下旬に開催される大会に向けて、練習や合宿を行っている部活動もある。この期間中の部活動を一律に禁止することは難しいと考えているが、家族休暇を取得しやすくするという趣旨からも、県として、大会開催時期について、配慮するよう各種団体に働きかけているところである。

(塩谷委員)

競技団体との連携をしていくことは容易なのか。また、競技団体、学校行事、授業等含めて1年間の計画を総合的に考えたときに、対応していくことは可能なのか。

(祖父江保健体育課長)

各競技団体も年間計画に基づいて地区予選、県大会、東海大会及び全国大会等大会の設定をしている。

競技団体に大会日程を調整していただくのはなかなか難しいが、試合の行い方、例えばリーグ戦をトーナメント戦に変える等工夫をお願いし、試合数を減らす、時期を変更する等の努力してもらいたい。

学校行事についても各種競技団体の年間試合計画に基づいて部活動の計画が作られているので、競技団体の年間計画が変わらない限り部活動の練習計画を変えることは難しいと考えている。

(岡田委員)

できる限り教職員がその期間には休暇が取れるような配慮を働きかけて欲しいと思う。

(河野委員)

例えば、冬や春に関しても同様な状況があるということか。

(祖父江保健体育課長)

同様である。

(飯田教育長)

現在の流れとしては、なるべくお盆の期間に行事を行うのは学校でも控える

ようにしているのです、そこに部活動も入れ込めると望ましい。

競技団体は、部活動の大会を年間スケジュールの中で長期休暇の中に組み込もうとするので、多少負担がかかっている部分は現実として認めざるを得ない。競技団体としっかりと向き合いながら教員が休める環境を作っていきたい。

(塩谷委員)

部活動の地域移行等が確立されると、この問題も解決されてくると思う。

請願第10号 教員不足により生じた新たな業務負担に対する金銭補償を求める請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

教員が時間外勤務手当の対象とならない理由は何か。

(長坂教職員課長)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第3条第1項に「教育職員には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」、第2項に「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」と規定されている。これは、「教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様に、勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当制度は教員にはなじまない。」という考え方によるものである。

(度會委員)

現在の教職調整額の支給率は低すぎるのではないか。

(長坂教職員課長)

現在の教職調整額の支給率4%は、昭和41年の「教職員の勤務状況調査」に基づき、教員における1か月平均の残業時間を8時間として算出されたものであるが、令和4年度の教員勤務実態調査の速報値による1か月平均の残業時間は、小学校で約4.1時間、中学校で約5.8時間と推計されており、現在の勤務実態とは乖離している。

本県においても、教員の勤務の実情に適合しない教職調整額の見直しを含めた検討を行うよう、全国都道府県教育委員会連合会の要望活動等を通じて、文部科学省に対し働きかけを行っている。

また、文部科学省においても、同調査の速報値を踏まえ、令和5年5月22日に文科大臣から中央教育審議会に対し、教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、時間外勤務手当の支給に代えて、一律給料月額の4%を支給することとしている教職調整額等の教員の処遇改善の在り方について諮問しており、中央教育審議会において議論が行われることとなっている。

なお、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しな

ど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善等について、具体的な制度設計の検討を進めることとされたところである。

(岡田委員)

教員不足が続いており、欠員補充もなかなかされないため、最終的には役職についている教員がその穴埋めをしていると聞く。本来の職務があるので、しわ寄せがいつている状況である。

これに限らず、学校現場では、学校の規模や状況が全然違うにも関わらず、給与体系が同じことに対して不公平感を感じるという話を聞いた。

法律で決まっていることなので、すぐに変えてほしいとは言えず難しいことではあるが、メリハリのある給与体系への改善をしてほしいと思う。

(塩谷委員)

神奈川県では、教員の役割分担をしており、担任は生徒が休んだ際直接関わらず、学年で一人、生徒や保護者と欠席連絡を取る等専門で対応する教員を置いていると聞いた。このことにより、担任は授業に専念できるので、教員の負担を軽減できる一つの方法だと思う。

(河野委員)

働き方改革や教員の負担軽減という中で勤務時間と給与が見合っていない現状であると思うが、仕事を家に持ち帰る等、時間に表れない負担もある。

法改正というところもあるが、現状はどういった内容が負担となっているのか、丁寧に読み解いていく必要があると思う。

(飯田教育長)

現在、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で定められている教職調整額の支給率4%は、通常の労働者の時間外勤務に該当する教員の特殊性を鑑みて包括的な給与体系にしているが、中学校の教員等は部活動も含めて1日の勤務時間が長く、負担が大きいので国も動き始めている。

担任を持つ教員には手当をつけるといった議論も始まっているので、教員のモチベーションを上げることができるのではないかと。学校現場に負担をかけていることに対しては、県教育委員会としてもしっかり対応していきたい。

愛知県では、教員免許保有者で教員として働いた経験がない方や、過去、学校に教員として勤務した経験を持ち、再び学校で働きたいという希望を持つ方及び教員免許を所有していないが、教員の仕事に興味関心のある方を対象に「ペーパーティーチャー相談会」を実施している。そのような方を掘り起こし、教員不足の問題を解消していきたいと考えている。

また、子供たちと向き合う時間に集中できるように、外部の専門スタッフの雇用、部活動の地域移行も進めばさらに負担が減るのでは。

引き続き取り組んでまいりたい。

請願第11号 本人の意思に反して教職員の異動等に関する情報を新聞に掲載しないことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

県立学校と小中学校の対応に違いはあるのか。

(長坂教職員課長)

県立学校と市町村立学校の対応に違いはなく、本人の意思に反して新聞掲載を強制することはしないという対応を取っている。

校長は本人から不掲載の申し出があれば理由を確認した上で、県教育委員会や市町村教育委員会へ報告し、県教育委員会や市町村教育委員会が不掲載の可否を判断している。

(岡田委員)

一般の方がその新聞を読んでどう生かしていくのかということを考えると、お世話になった教員がどこに異動されたのか、どのような教員が自分の学校に来るのか知りたい、というニーズが一定数あるため、新聞社やマスコミも一定数掲載してニーズに応えているのだと思う。

しかし、公務員とはいえどもプライバシーを重視する時代に入ってきていると思うので、新聞社に対して情報提供をしないしてほしいという希望に対してはきちんと対応するようにしてほしい。

(度會委員)

現状として本人が希望しない場合は、新聞社に情報提供していないということか。

(長坂教職員課長)

基本的にはそういった申し出があれば理由を確認した上で新聞掲載をしない、という対応をしている。

人間関係のトラブルによりやむを得ず退職を願い出た方や、DV等被害の経験があり、異動先を知られたくない方もいらっしゃると思うので、希望があれば不掲載とする。

(河野委員)

不掲載にできるにも関わらず、不掲載にする方法等を知らなかったことにより問題が起こる可能性もあるが、学校長からきちんと教員へ伝わっているのか。

(長坂教職員課長)

小中学校では2月上旬に人事担当者会で新聞掲載を希望しないという申し出があれば、速やかに報告するよう伝えている。

県立学校は内示が3月にあるので、その際に不掲載を希望する場合は申し出てもらい、申し出を受けた校長は、教職員課へ報告している。

(飯田教育長)

新聞掲載については、個人の権利利益を害するという申し出があれば、それに対してはしっかりと対応していく。教員が仕組みを知らなければ意味がないので、しっかり周知もしていき、適切な対応をしていきたい。

請願第12号 「指導死」についての、理解と防止のための研修を行うことを求める、

請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

なぜ指導死が起きると考えているのか。また、指導死を根絶するために、どのようなことに取り組んでいるのか。

(橋本高等学校教育課長)

教員による体罰や不適切な指導により、児童生徒の指導死は発生するものであるが、本来あってはならないものである。しかし、実際にはかつて本県においても事案が発生しており、不適切な指導をした教員は懲戒処分の対象としているが、根絶に向けた努力を粘り強く継続していく必要がある。

そこで、教育委員会では、2013年度に、体罰や行き過ぎた不適切な指導が生じた場合の報告体制を整備し、併せて、生徒理解を促進する褒め方や叱り方、生徒との信頼関係づくりにつながる効果的な指導法、教員が自らの怒りの感情の特性を理解してコントロールするアンガー・マネージメントなど、児童生徒との向き合い方についてまとめた教員向け指導参考資料「全ての子どもが笑顔になるために一生徒理解と指導力の向上を目指して」を作成した。県立高等学校と特別支援学校に対しては、この資料を用いて教員研修を実施し、教員一人一人に確認させるよう、毎年、校長会において促している。県内の公立小中学校の教員に対しても、総合教育センターの中堅教諭資質向上研修においてこの資料を用いて指導し、不適切な指導の防止に向けて注意を喚起している。

また、昨年12月に改訂された文部科学省の生徒指導提要には、指導死の事案を踏まえた7つの不適切な指導の例が新たに掲載されたことから、校長会において重要な改訂ポイントとしてこれを伝えている。

生徒指導提要では、これからの時代は、2022年6月に公布されたこども基本法に示された、「全てのこどもの人権を尊重し、保障する、という理念のもとで、こどもが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重しながら、その発達の過程を学校や教員がいかに支えていくかという発達支持的生徒指導の視点に立って、生徒指導を行うこと。」が必要であるとされている。これは、指導に当たっての結果の妥当性と、それに至る手続きの妥当性の両方を担保する考え方となっており、各種研修等を通じて周知していく。

こうしたことについて、今後も機会をとらえて、所管する全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に繰り返し伝え、体罰や不適切な指導による指導死を防いでまいりたい。

(岡田委員)

1980年代は実際管理教育が存在していたと思うが、強権的な教師を育て

る温床があり、今もその名残が残っていることも事実であると個人的には思う。

不適切な指導によって指導死が起こるということであれば、研修を行ってそういう指導が誤っている、という指導を行う必要があると思うし、今現在取り組んでいるということであれば、進めていってもらいたい。

(塩谷委員)

参考資料である「すべての子供が笑顔になるために」がどのような成果を得られているのか、ということ調べるのが重要だと思うが、親が絶対、教師が絶対という時代ではない。教師も常に勉強していかないと、自分の体験談だけでは子供との関係は成立しない。資料を活用して、教師も人間力を磨いてほしいと思う。

(飯田教育長)

現在、体罰は許されない時代になっているので、しっかり意識を持っていきたい。研修だけではなく、校長会や市町村教育長会等でも意見交換を行いたいと思う。子供たちとの接し方は人間性がでるので、児童生徒から本当に信頼されるためにも、教員の意識を高める必要がある。

指導死という言葉自体も違和感があるので、心していきたいと思う。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第20号議案 令和5年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第20号議案 令和5年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第21号議案 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

長坂教職員課長が、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について請議。飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1) 令和5年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題(2) 令和6年春の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において協議することとした。

(1) 令和5年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 令和6年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岡田委員)

教員採用選考試験の前倒しについて、愛知県での現段階の動きを教えて欲しい。

(長坂教職員課長)

文部科学省から6月16日を目安に前倒しを検討するよう示されているので、東海3県1市で調整等しながら進めていく予定である。

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。
- (2) 請願第9号「夏季休業中に部活動を行わない期間を設けることを求める請願」、請願第10号「教員不足により生じた新たな業務負担に対する金銭補償を求める請願」、請願第11号「本人の意思に反して教職員の異動等に関する情報を新聞に掲載しないことを求める請願」及び請願第12号「「指導死」についての、理解と防止のための研修を行うことを求める、請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名